

高松市空家等対策計画(案)に係るパブリック・コメント実施結果

本市では、平成28年2月1日から15日までの期間、「高松市空家等対策計画(案)」についてのパブリックコメントを実施しました。

いただきました御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

(1) 意見総数 3件(3名)

(2) いただいた御意見(要旨)とそれに対する市の考え方

- ・提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化したり文言等の調整をしているものがあります。
- ・一人のご意見で複数項目ある場合は、項目毎の回答としています。

① 御意見を踏まえて計画(案)の修正等を行うもの 0件

② ①以外の寄せられた御意見と市の考え方 3件

No	意見項目(要旨)	市の考え方
1	空家改修補助事業・老朽危険空家除去補助事業は必要だとは思いますが、国の財政のスリム化を意識した空家等対策計画を願う。(国の1,000兆円の借金をどのように返済するのか。良き方向へ向かうことを望む。)	空家等対策の取組は、個人の財産については所有者等が適切に管理すべきであることを原則とした上で、市の対策は、行政として公益上必要な措置等を適切に講じるものとしております。(計画案11ページ) 補助事業につきましても、この考えの下、財政状況も勘案する中で、適正な実施に努めてまいります。
2	空家の所有者が死亡、相続人が不明の場合の措置を明記してください。 相続人のいない空家が増えてくるのではないかと考えられます。	特措法では、市に過失がなく、当該空家等の所有者等を確知することができないときにおいても、代執行が可能となる略式代執行制度を規定しており、本計画にも記載しております。(計画案45ページ)
3	(1) 行政対応における限界。速やかに6項目を調整・決定すべき。 (2) かがわ住まいネット(注:香川県空家バンク)には、全空家を登録し把握すべき。空家の管理に対する考えを聞き、解決策を見つける。 (3) 自分が管理できないのであれば、他人の力、公の力を借りて、維持なり処分をすべきだと思う。 (4) 空家改修等補助事業が決定したら、空家の所有者、利用者に、ぜひ活用してもらいたい。	(1) 今後、本市の空家等対策については、本計画に基づき、総合的かつ計画的な推進に努めてまいります。 (2) 空家バンクは、空家の売買又は賃貸を希望する所有者等が申請により登録するもので、登録には一定の条件もありますことから、全空家を登録することは困難です。また、登録の際には、空家の状況や所有者の空家の管理についても確認をしており、空家から生ずる問題の解決に努めてまいります。 (3) 空家等対策の取組は、個人の財産については所有者等が適切に管理すべきであることを原則とした上で、市の対策は、行政として公益上必要な措置等を適切に講じるものとしております。このようなことから、所有者等において適切な管理が行えるよう助言等を行ってまいります。 (4) 今後とも、補助事業の周知・啓発に努めてまいります。